

(仮和訳)

ハイフォン市通達  
(3月31日2341号)

政府首相発指 16号に従って、ハイフォン市は新たな政策を出した。

1. 2020年4月1日0時から、全ての市民に対して、以下のことを要請する。

- － 自宅で待機することとするが、食料品、医薬品を購入する場合や一時的閉鎖・中止されていない工場や建設工事、生産活動企業、生活必需品を提供するサービス経営施設で働く場合といった本当に必要な場合、その他の緊急な場合だけに外出は認められる。ただし、外出する場合でも22時までとする。
- － 22時以降の外出は、救急、薬品の購入及び緊急な場合に限る。
- － 接触する時、厳格に2メートルの間隔を置く。事務所ビル、学校、病院及び公共の場の周辺では、2人以上集まらない。

2. 感染流行を監視する交番を設置する。

- － ハイフォン市の市境の交番に対し、人民委員会事務局が中心となり、公安局、軍支部、保健局と協力して監視を行う人員を確保する方法について提案する。
- － 各郡・各区の出入り口における交番に対し、各郡・各区の人民委員会を中心となり、近隣の郡、区と協力して、(各交番の担当エリアが)重ならないように、設置場所を決め、一カ所に20人以上の人員を配置しない。
- － 村、コミュニティーの交番に対しては、各郡・各区の人民委員会が実情に応じ重複を避けて設置場所を決め、一カ所に10人以上の人員を配置しない。

コミュニティーでの監視部隊の人員を強化するため、青年団、地元の祖国戦線、女性連合支部、農民協会等から人を動員するが、1つの部隊は20人以上人員を配置しない。

3. 交通手段の制限

- － ハイフォン市・各地域を結ぶ船・フェリーの活動を4月1日から休止する。
- － 全ての乗客バスを引き続き休止(企業の職員・専門家送迎バスを除き)するとともに、4月1日からハイフォンにおけるタクシーの90%の運送を休止する。

- 公務用車，企業の専門家・職員送迎バス及び運送トラクターを除いて，一般乗客バスはハイフォン市に入れない。

交通運輸局，公安局は，上記の指示の実施を監査する。

4. 一般の市場，スーパー，必需品を経営する施設に対し商工局や郡・区・村の人民委員会は，これらの市場，スーパー，必需品経営施設の活動が維持されて，市民への食品の提供と生活の安定を確保するよう指導する。

5. 公務員，職員，労働者は出勤を控える。

- 各機関の長は，最大でも公務員，職員，労働者の 20%までを出勤として，残りは在宅勤務とする。経済活動サポート，予算支出に関わる機関に対しては，実際の状況に応じて，機関の長が出勤者数を決める。

- 公安当局，軍事，医療機関及び専門的監査部門は，100%出勤する。